

平成 2 9 年 度

# 卸 売 市 場 デ ー タ 集

平 成 3 0 年 6 月

**農 林 水 産 省**

# 目 次

<b>I 卸売市場制度の概要</b>	
(1) 卸売市場の定義	1
(2) 卸売市場の種類と要件	1
(3) 卸売市場の機能	1
(4) 卸売市場の計画的整備	1
(5) 中央卸売市場における取引規制	2
(6) 地方卸売市場における取引規制	2
(7) 卸売市場制度の変遷	3
(参考) 卸売市場法制定(昭和46年)以降の他法による改正の経緯	5
(8) 第10次卸売市場整備基本方針	6
(9) 第10次中央卸売市場整備計画	19
(参考) 基本方針に定める「中央卸売市場の再編」の取組実績	23
(10) 平成30年度卸売市場関係予算の概要	24
(11) 卸売市場に係る融資制度	29
(12) 卸売市場に係る税制特例	31
<b>II 卸売市場の現状</b>	
(1) 卸売市場の取引の流れ	32
(2) 卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数	32
(参考1) 卸売市場数の推移	33
(参考2) 卸売市場の取扱金額の推移	33
(3) 卸売市場経由率の推移	34
<b>III 中央卸売市場関係</b>	
1 中央卸売市場の現状	
(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数	36
(2) 中央卸売市場の取扱実績の推移	36
(参考1) 中央卸売市場配置図	37
(参考2) 開設都市、市場数、取扱金額一覧	38
2 中央卸売市場における取引	
(1) せり・入札取引の割合	39
(2) 委託集荷の割合	39
3 中央卸売市場の卸売業者の状況	
(1) 中央卸売市場卸売業者数の推移	40
(2) 中央卸売市場卸売業者の取扱金額	40
(3) 中央卸売市場の取扱規模別卸売業者数	41
(4) 中央卸売市場卸売業者の卸売相手先別金額割合	41
(5) 中央卸売市場における市場外指定保管場所の状況	41
(6) 中央卸売市場における承認保管場所(予約相対取引) 及び電子商取引に係る商物分離取引の状況	41
4 集荷の状況	
(1) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況(青果)	42
(参考) 全国の青果物卸売市場の他市場からの転送による入荷量	43
(2) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況(水産物)	44

5	仲卸業者等の状況	
(1)	中央卸売市場仲卸業者数の推移	48
(2)	中央卸売市場仲卸業者の仕入高規模別内訳等	48
(3)	中央卸売市場仲卸業者の仕入先及び販売先別金額割合	49
(4)	中央卸売市場仲卸業者の代金回収状況	49
(5)	中央卸売市場売買参加者の業種別割合等	50
(6)	中央卸売市場売買参加者数の仕入高規模別内訳等	50
6	中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の経営状況	
(1)	中央卸売市場卸売業者の営業収支の内訳	51
(2)	中央卸売市場卸売業者のうち営業損失・経常損失を計上した割合	51
(3)	中央卸売市場卸売業者の収益性比較	51
	(参考) 第10次卸売市場整備基本方針の目標年度における中央卸売市場の 卸売業者従業員1人当たり取扱高の水準	51
(4)	中央卸売市場仲卸業者の経営動向	52
(5)	中央卸売市場仲卸業者の法人企業のうち営業損失・経常損失を 計上した企業の割合	52
(6)	中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の従業員数	52
	(参考) 第10次卸売市場整備基本方針の目標年度における中央卸売市場の 仲卸業者従業員1人当たり取扱高水準	52
<b>IV</b>	<b>地方卸売市場関係</b>	
1	地方卸売市場の現状	
(1)	卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数	53
(2)	地方卸売市場の取扱実績の推移	53
2	地方卸売市場における取引	
(1)	せり・入札取引の割合	54
(2)	委託集荷の割合	54
3	地方卸売市場の卸売業者の状況	
(1)	地方卸売市場卸売業者数等の推移	55
(2)	地方卸売市場の取扱規模別卸売業者数の推移	55
<b>V</b>	<b>卸売市場の会計</b>	
1	卸売市場会計の現状	
(1)	中央卸売市場開設者の会計の概況	56
(2)	市場建設改良費の財源内訳	56
	(参考1) 地方債の発行額の推移	57
	(参考2) 地方債計画	57
2	地方公営企業に関する法令等	57
<b>VI</b>	<b>その他関連データ</b>	
1	食料品小売業の状況	
(1)	専門小売店の生鮮食料品の販売額	59
(2)	飲食料品小売業の分類別商店数、従業者数及び年間販売額	59
2	外食産業の状況	
(1)	外食産業市場規模推計の内訳	60
(2)	外食産業の市場規模の推移	61
(3)	食料消費支出の推移	61

## I 卸売市場制度の概要

### (1) 卸売市場の定義

卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう（卸売市場法（以下「法」という。）第2条第2項）。

### (2) 卸売市場の種類と要件

要 件		開 設 者 の 認 可 等
中央卸売市場	都道府県、人口20万人以上の市、又はこれらが加入する一部事務組合若しくは広域連合が、農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場（法第2条第3項）	(1) 開 設 者：地方公共団体 （農林水産大臣認可） (2) 卸 売 業 者：株式会社等 （農林水産大臣許可） (3) 仲 卸 業 者：株式会社、個人等 （開設者許可） (4) 関連事業者：株式会社、個人等 （必要に応じて開設者が規定） (5) 売買参加者：株式会社、個人等 （開設者承認）
地方卸売市場	中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模（政令規模：青果市場330㎡、水産200㎡（産地市場は330㎡）、食肉150㎡、花き200㎡）以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設されるもの（法第2条第4項）	(1) 開 設 者：地方公共団体、株式会社、農協、漁協等 （都道府県知事許可） (2) 卸 売 業 者：株式会社、農協、漁協等 （都道府県知事許可） (3) 仲 卸 業 者：株式会社、個人等 （必要に応じて都道府県知事が規定） (4) 売買参加者：仲卸業者の場合と同様
その他の場	中央及び地方卸売市場以外の卸売市場	卸売市場法に規定はない。ただし、条例で必要な規制をすることができる。

### (3) 卸売市場の機能

- ① 集荷（品揃え）、分荷機能（全国各地から多種多様な商品を集荷するとともに、需要者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に、必要な品目、量に分荷）
- ② 価格形成機能（需給を反映した迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成）
- ③ 代金決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）
- ④ 情報受発信機能（需給に係る情報を収集し、川上・川下にそれぞれ伝達）

### (4) 卸売市場の計画的整備

- ① 卸売市場整備基本方針の策定（おおむね5年ごと）（法第4条）
- ② 中央卸売市場整備計画の策定（おおむね5年ごと）（法第5条）
- ③ 都道府県卸売市場整備計画の策定（おおむね5年ごと）（法第6条）

## (5) 中央卸売市場における取引規制（主なもの）

(i) 売買取引の公正・効率原則（法第34条）

(ii) 売買取引の方法（法第35条）

開設者が、市場ごとに、業務規程で生鮮食料品等を3つに区分。卸売業者は、それぞれの区分に応じた取引方法により卸売を行う。

1号物品 … せり売又は入札

2号物品 … 一定割合についてはせり売又は入札（最低せり数量）、残りの部分についてはせり売若しくは入札又は相対取引

3号物品 … せり売若しくは入札又は相対取引

注1：1号物品及び2号物品の最低せり数量の部分は、農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、相対取引が可能（開設者の承認要）。

注2：2号物品の残りの部分及び3号物品は農林水産省令で定める特別の事情がある場合（需給ひっ迫時）は、開設者の指示によりせり売又は入札によらなければならない。

(iii) 差別的取扱いの禁止及び受託拒否の禁止（法第36条）

(iv) 卸売の相手方の制限（法第37条）

中央卸売市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売（第三者販売）をしてはならない。ただし、農林水産省令で定める特別の事情がある場合（次の①～⑦）は、第三者販売が可能（開設者の承認要）。

① 入荷量が著しく多いなどの理由から残品を生ずるおそれがある場合

② 卸売後残品を生じた場合

③ 開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため、当該市場の卸売業者に対して卸売をする場合

④ 開設区域外の卸売市場において、他の方法では集荷が著しく困難なものにつき、その市場の卸売業者に対して卸売をする場合

⑤ 卸売業者が、他の卸売市場の卸売業者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化等の契約に基づき、当該他の卸売市場の卸売業者又は買受人に対して卸売をする場合

⑥ 卸売業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

⑦ 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

(v) 市場外にある物品の卸売の禁止（法第39条）

中央卸売市場における卸売の業務について、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、開設区域内で開設者が指定した場所又は開設区域の周辺で農林水産大臣が指定した場所（場外指定保管場所）にある物品の卸売をするとき、開設区域内で卸売業者が申請した場所にある物品の卸売をするとき（開設者の承認要）、電子情報処理組織を使用する取引方法等情報通信の技術を利用する取引方法により卸売をするとき（開設者の承認要）は、市場内に持ち込まなくても卸売が可能。

(vi) 卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止（第40条）

卸売業者は、許可を受けて卸売の業務を行う中央卸売市場において、その許可に係る取扱品目を卸売の相手方として買い受けてはならない。

(vii) 仲卸業者の業務の規制（法第44条）

仲卸業者は、許可を受けて仲卸しの業務を行う中央卸売市場における業務については、許可に係る取扱品目について販売の委託の引受け及び当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること（直荷引き）をしてはならない。ただし、直荷引きについては、農林水産省で定める基準に従い業務規程に定めるところにより可能（開設者の承認が必要）。

## (6) 地方卸売市場における取引規制

(i) 売買取引の公正・効率原則（法第61条）

(ii) 差別的取扱いの禁止（法第61条の2）

(iii) 売買取引の方法（法第62条）

卸売業者は、都道府県の条例で定めるところにより開設者が業務規程をもって定めるところに従い、せり売若しくは入札又は相対取引によらなければならない。

このほか、地域の実情に対応したきめ細かい施策を講じるため、地方卸売市場の開設や業務に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めるところとしている（法第68条）。

(7) 卸売市場制度の変遷

	主 な 内 容
中央卸売市場法 (大正 12 年法律 第 32 号) 大正 12 年 3 月 30 日公布 同年 11 月 1 日施行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央卸売市場の開設者を主務大臣の指定する区域の地方公共団体及び公益法人(特別な場合)に限定</li> <li>2. 中央卸売市場の開設の認可制と主務大臣に対する在来市場の閉鎖命令権の賦与</li> <li>3. 中央卸売市場整備に対する補助金の交付</li> <li>4. 卸売業者について地方長官の営業許可制</li> <li>5. せり売の原則</li> </ol>
<昭和 31 年改正> 中央卸売市場法の一部 を改正する法律 (昭和 31 年法律 第 158 号) 昭和 31 年 6 月 22 日公布 同年 9 月 20 日施行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央卸売市場を開設できる指定区域の基準(政令一人口 15 万人以上)の設定</li> <li>2. 開設者を地方公共団体に限定</li> <li>3. 卸売業者の許可権限を農林大臣に変更</li> <li>4. 開設者に対する卸売業者の最高限度の設定権の賦与と卸売業者の許可に当たっての開設者の意見の尊重義務</li> <li>5. 農林大臣の認可を受けた卸売業者の合併、営業譲渡及び協定の締結に関し、独占禁止法の適用除外</li> <li>6. 仲買業者の売買参加に関する規定の新設</li> <li>7. 類似市場の届出制の新設</li> </ol>
<昭和 33 年改正> 中央卸売市場法の一部 を改正する法律 (昭和 33 年法律 第 123 号) 昭和 33 年 5 月 1 日公布 同年 6 月 30 日施行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 卸売人の純資産額に関する規定の新設</li> <li>2. 開設者に対する卸売業者の取引方法の制限権賦与</li> <li>3. 中央卸売市場の名称使用制限</li> </ol>
<昭和 36 年改正> 中央卸売市場法の一部 を改正する法律 (昭和 36 年法律 第 233 号) 昭和 36 年 11 月 16 日公布 37 年 1 月 15 日施行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央卸売市場の開設・整備に関する計画の樹立とその円滑な実施を図るための措置(勧告及び財政援助)についての規定の新設整備</li> <li>2. 卸売業者の業務・会計に関する改善措置命令、役員解任命令等卸売業者に対する監督規定の整備</li> <li>3. 卸売業者の兼業業務の届出制の新設</li> <li>4. 中央卸売市場審議会の設置</li> </ol>
卸売市場法制定 (昭和 46 年法律 第 35 号) 昭和 46 年 4 月 3 日公布 同年 7 月 1 日施行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画(農林大臣)並びに都道府県卸売市場整備計画(都道府県知事)</li> <li>2. 卸売市場整備に対する国の助成</li> <li>3. 中央卸売市場開設区域の指定と農林大臣による開設の認可制</li> <li>4. 農林大臣による卸売業者の許可制と卸売業者に対する監督規定の整備</li> <li>5. 開設者による仲卸業者の許可制と売買参加者の承認制</li> <li>6. せり・入札及び委託集荷の原則やその例外としての相対取引、買付集荷の規定の整備</li> <li>7. 地方卸売市場の開設及び卸売業者に関する都道府県知事の許可制と取引規定の整備</li> </ol>

	主 な 内 容
<p>&lt;平成 11 年改正&gt; 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律 第 109 号) 平成 11 年 7 月 26 日公布 同年 7 月 26 日施行</p>	<p>1. 市場関係業者の経営体質の強化 (i)卸・仲卸の経営体質強化(食品流通構造改善促進法の改正) ①事業譲受け・合併による大型化 ②仲卸業者の共同事業による業者数の適正化 ③そのための金融上の支援措置 (ii)卸売業者の財務の健全化 ①流動比率等の指導基準の明確化 ②卸売業者に対する経営改善命令等</p> <p>2. 取引方法の改善 (i)公正・公開・効率の原則の確立 (ii)市場・品目ごとに、関係者の意見を聴いて、開設者が取引方法を業務規程(条例等)で設定 ①相対の価格・数量を公表 ②最低せり数量の設定 (iii)市場関係者で構成する市場取引委員会の設置 (iv)卸売業者による取引結果の公表等 (v)確実な決済確保の明示 (vi)商物一致規制・委託集荷規制の緩和</p> <p>3. 卸売市場の再編の円滑化 開設者をより広域的な主体へ変更する場合に必要な規定の整備</p>
<p>&lt;平成 16 年改正&gt; 卸売市場法の一部を改正する法律 (平成 16 年法律 第 96 号) 平成 16 年 6 月 9 日公布 同年 6 月 9 日施行</p>	<p>1. 食の安全・安心への対応 卸売市場における品質管理の徹底 ①卸売市場整備基本方針等において品質管理の高度化のための措置を規定 ②開設者が業務規程において品質管理の方法を規定</p> <p>2. 規制の弾力化 (i)商物一致規制の緩和 規格性のある物品について電子商取引等を行う場合、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことが可能 (ii)買付集荷の自由化 (iii)第三者販売・直荷引きの弾力化(省令対応) 生産者や外食・加工・小売業者等と卸・仲卸との連携強化や地方の卸売市場のネットワーク化を図るため、規制を緩和</p> <p>3. 市場機能の強化 (i)卸売市場の再編の促進 ①中央卸売市場整備計画に、地域の特性・要望に十分配慮し、市場ごとの自主性を基本に、運営の広域化又は地方卸売市場への転換が必要な市場の位置付け ②卸売市場の再編を進めるための手続規定を整備 (ii)卸売手数料の弾力化(平成 21 年 4 月から施行) (iii)業務内容の多角化 ①兼業等の届出制を廃止 ②市場外での販売活動に関する規制を緩和 (iv)仲卸業者に対する財務基準の明確化 (v)取引情報公表の充実</p>

(参考)卸売市場法制定(昭和46年)以降の他法による改正の経緯

公布日	卸売市場法を改正した法律名等	卸売市場法の改正概要
昭和53年7月5日	農林省設置法の一部を改正する法律附則第17条による改正	・規定中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める
昭和55年3月31日	租税特別措置法の一部を改正する法律附則第32条による改正	・第73条第2項を削除、同条第3項を同条第2項とする 等
昭和61年12月26日	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律第29条による改正	・第6条第1項、第3項及び第4項中「都道府県知事」を「都道府県」に改める
平成3年5月2日	食品流通構造改善促進法附則第3条による改正	・第70条の削除 ・第4条第3項、第5条第3項、第7条第2項、第12条中「卸売市場審議会」を「食品流通審議会」に改める ・第5章の章名を「都道府県卸売市場審議会」に改める 等
平成5年11月12日	行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第184条による改正	・第19条第5項の改正 ・第25条第3項及び第65条第3項中「処分」を「許可の取消しに係る聴聞」に改める ・第49条第2項を改め、同条第5項とし、同条第2、第3、第4項を追加
平成6年6月29日	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第63条による改正	・第8条第2号中「共同処理する」を「処理する」に、「規定による一部事務組合」を「一部事務組合又は広域連合」に改める
平成9年6月20日	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律第6条による改正	・第21条第5項及び第29条から第32条まで削除
平成11年7月16日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第288条による改正	・第17条第1項第3号、同項第4号ハ、同号ニ、第53条第1項第1号、第77条第4号、第79条第7号を改正 ・第49条第1項を改正、同条第2項を新たに追加 ・第76条の改正 等
平成11年12月22日	中央省庁等改革関係法施行法第837条による改正	・本則中「食品流通審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める ・第76条の見出しを改め、同条第2項を新たに追加
平成12年5月31日	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第95条による改正	・第21条に会社分割に係る規定を追加
平成13年3月30日	租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第43条による改正	・第73条第1項及び第2項に会社分割に係る規定を追加
平成14年2月8日	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律第48条による改正	・附則第11条の改正
平成17年7月26日	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第376条による改正	・第16条第1項第2号中「資本」を「資本金」に、第21条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に、第73条第2項中「資本」を「資本金」にそれぞれ改める
平成18年3月31日	所得税法等の一部を改正する等の法律附則第186条による改正	・第73条第1項及び第2項の開設者に係る規定を削除
平成23年6月30日	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第89条による改正	・第73条の削除
平成25年6月14日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第44条による改正	・第16条第2項の改正(中央卸売市場の開設者が卸売業務の許可等に係る申請書を受理した場合における大臣への意見の添付の義務付けを廃止) ・第58条第3項の改正



## (8) 第10次卸売市場整備基本方針

卸売市場整備基本方針は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めるもの。第10次整備基本方針は、平成28年1月14日に、平成32年度を目標年度として策定・公表された。

### 第1 卸売市場の整備及び運営に関する基本的事項

#### 1 基本的な考え方

卸売市場については、我が国の生鮮食料品等の流通における基幹的インフラとして、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通を確保する観点から、これまで中央・地方を通ずる流通網の整備が図られ、全国的な配置が進展したところである。

こうした中で、卸売市場をめぐっては、少子高齢化に伴う人口減少の進展等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、農林水産物の国内生産・流通構造の変化、生鮮食料品等流通の国際化、東日本大震災の経験を踏まえた災害時対応機能の強化等の社会的要請の高まりなど大きな変化が見られる。

さらに、輸出も見据えた取扱物品の品質管理の高度化、産地や実需者との連携強化に向けた積極的な情報の受発信、加工処理等の付加機能の充実など、生産者や実需者が卸売市場に期待する機能・役割は一層多様化している。

一方で、卸売市場においては、卸売市場経由率の低下や取扱金額の減少等の状況にあることから、卸売業者や仲卸業者の経営や開設者の財政は非常に厳しい状況にある。

このように、卸売市場を取り巻く情勢は大きく変化し、かつ、その厳しさが増しているものの、卸売市場は、引き続き、国民へ安定的に生鮮食料品等を供給する使命を果たすとともに、今後、それぞれの多様性を踏まえた経営戦略的な視点を持って、生鮮食料品等の流通における中核として健全に発展し、産地との連携及び消費者や実需者の川下ニーズへの対応の強化を図り、その期待に応えていくことが必要である。特に、取扱物品の付加価値向上等の観点からも、各卸売市場において、低温（定温）管理や多温度帯管理等を通じたコールドチェーンの確立を含め、生産者・実需者から求められる品質管理が徹底された物流システムを構築することが急務である。

以上を踏まえ、今後の卸売市場については、生産者・実需者との共存・共栄を図るという視点の下、卸売市場の有する目利き、コーディネート力等を一層発揮し、川上・川下をつなぐ架け橋として、その求められる機能・役割を強化・高度化していくこととし、

- ① 卸売市場における経営戦略の確立
  - ② 立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化
  - ③ 産地との連携強化と消費者、実需者等の多様化するニーズへの的確な対応
  - ④ 卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の流通・販売に関する新たな取組の推進
  - ⑤ 公正かつ効率的な売買取引の確保
  - ⑥ 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
  - ⑦ 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応
- を基本に、その整備及び運営を行うものとする。

#### 2 卸売市場における経営戦略の確立

卸売市場を一つの経営体として捉え、将来を見据えた卸売市場全体の経営戦略的な視点から、当該卸売市場の将来方向とそのために必要な戦略的で創意工夫ある取組を検討し、迅速な意思決定の下で実行に移す体制を構築する。

具体的には、各卸売市場においては、開設者及び市場関係業者が一体となって、当該卸売市場が置かれている状況について客観的な評価を行った上で、それぞれの卸売市場のあり方・位置付け・役割、機能強化等の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場施設の整備の考え方、コスト管理も含めた市場運営の方針等を明確にした経営展望（以下単に「経営展望」という。）の策定等により、卸売市場としての経営戦略を確立する。

経営展望を策定する場合は、各卸売市場の立地条件や強み・弱み等を踏まえ、目指すべき卸売市場としてのビジネスモデルの方向等を基本戦略として定めるとともに、開設者・市場関係業者それぞれが今後取り組むべき具体的な内容を行動計画として定め、明確にする。その際のビジネスモデルの方向については、地域内における生鮮食料品等の安定的な供給を基本としつつ、

- ① 大規模な集荷・分荷機能の発揮
- ② 産地との連携による魅力ある生産物の集荷・販売
- ③ 加工・業務用ニーズに対応した機能強化と商品開発
- ④ 輸出等を通じた新たな需要開拓
- ⑤ ①から④までの複合型

等、当該卸売市場が置かれている状況等を十分に分析し、多様な市場関係者が一丸となり、市場全体としての最適を図るという観点を市場関係者間で共有した上で定めるものとする。

特に、中央卸売市場については、生鮮食料品等の円滑な流通の確保に向けて中核的拠点としての役割を果たすことが期待されることから、早期に経営展望を策定するとともに、開設者は、施設の整備と維持管理、市場関係業者への指導監督にとどまらず、市場関係業者と一体となった市場運営に対する取組を行う。

また、経営展望で定めた基本戦略及び行動計画については、これを可能な範囲で生産者、実需者等へ開示するとともに、開設者や市場関係業者がそれぞれの立場で、あるいは相互に連携・協力しながら、着実に遂行し、あわせて、経営展望の実効性を高め、卸売市場を取り巻く情勢変化に的確に対応する観点から、行動計画の遂行状況について定期的にレビューを行い、必要に応じて経営展望の見直しに取り組むものとする。

なお、公設の卸売市場の運営に当たっては、経営の視点を導入した上で、卸売市場全体としての意思決定を的確に行うとともに、市場経営の体制をより機動的かつ効率的なものとするに十分留意する。その際、独立性が高く、経営責任の明確化や自主性の拡充等が期待できる地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に基づく事業管理者の活用や、公設地方卸売市場における開設者の第 3 セクター化も視野に入れて対応する。

## 第 2 卸売市場の適正な配置の目標

卸売市場の配置については、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編にも配慮しつつ、別記 1 の市場流通量の見通し及び今後の都市人口の動向、生産者及び実需者のニーズの質的な変化、輸送条件の変化、情報化の進展等の経済情勢の変化に対応し、市場機能の円滑な発揮と更なる機能強化等が図られるよう、開設者の財政事情も勘案の上、次の事項に留意して行う。

### 1 中央卸売市場

- (1) 中央卸売市場については、既設の中央卸売市場の開設者（当該開設者から当該中央卸売市場の施設の権原を取得して中央卸売市場を開設しようとする地方公共団体を含む。）が、他の卸売市場に係る取扱品目の部類を承継する場合を除き、新設は行わないこと。
- (2) 現在の中央卸売市場の配置状況を踏まえ、大規模な中央卸売市場と中小規模の中央卸売市場との間での機能・役割の分担の明確化を図った上で、地方卸売市場も含めた複数の卸売市場間における連携による効率的な流通ネットワークの構築に努めること。  
その際、経営展望に即して、それぞれの地域における生鮮食料品等の流通の中核として、生産者や実需者のニーズに適切に対応した機能・役割の強化・高度化を図り、効率的な流通の確保を推進すること。
- (3) 中央卸売市場（食肉卸売市場及び沖縄本島にある中央卸売市場を除く。（4）において同じ。）であって、次に掲げる指標のうち 3 以上の指標に該当するものは、

再編に取り組むこと。なお、再編に取り組むべき卸売市場であるか否かの判断は、取扱品目の部類ごと及び卸売市場ごとに行う。

① 当該中央卸売市場における取扱数量が当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域内における需要量未満であること。ただし、②に掲げる指標に該当しない中央卸売市場であって、当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域外への出荷割合が、

ア 青果物にあっては45%以上

イ 水産物にあっては60%以上

ウ 花きにあっては60%以上

である場合には、この限りでない。

② 当該中央卸売市場における取扱数量が、

ア 青果物にあっては65,000トン未満

イ 水産物にあっては35,000トン未満

ウ 花きにあっては6,000万本相当未満

であること。

③ 当該中央卸売市場における取扱数量が直近で3年間連続して減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率が、

ア 青果物にあっては9.9%以上

イ 水産物にあっては15.7%以上

ウ 花きにあっては7.4%以上

であること。ただし、当該3年間において取扱金額が前年に比べて増加している年がある場合には、この限りでない。

④ 以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 当該中央卸売市場の市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年間連続して総務省で定める繰出しの基準を超えていること。

イ 当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で3年間連続して卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第51条第2項各号のいずれかに該当していること。

(4) (3)に規定する再編基準に該当する中央卸売市場の開設者は、次に掲げる措置（以下「再編措置」という。）のいずれに取り組むかを検討し、早期に具体的な取組内容及び実施時期を決定すること。その際、中央卸売市場としての機能強化等を図る観点から、再編措置のうち④については、①から③までのいずれに取り組むかを検討した上で、いずれも困難な場合に選択すること。また、再編措置（⑤のうち卸売市場の廃止を除く。）の内容を踏まえた構造改革的な戦略を構築するため、経営展望の策定又は見直しを行い、該当した指標に係る目標を含めた基本戦略及び目標達成に向けた市場関係者それぞれの行動計画を明確にし、それに基づき計画的に当該再編措置に取り組むこと。なお、(3)に規定する再編基準に該当しない中央卸売市場であっても、市場機能の強化等を図る観点から、経営展望の策定又は見直しを行いつつ、必要に応じて自主的な再編措置に取り組むことが望ましい。

① 市場運営の広域化（広域の開設者への地位の承継）

② 他の卸売市場との統合による市場機能の集約

③ 集荷・販売面における他の卸売市場との連携

④ 地方卸売市場への転換

⑤ 卸売市場の廃止その他市場流通の効率化

(5) 老朽化や過密・狭隘（あい）化の著しい中央卸売市場については、PFI（民間の資金とノウハウの活用による公共施設等の整備手法）事業の活用等により、計画的に再整備を図ること。

## 2 地方卸売市場

(1) 地方卸売市場における集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品等流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、必要に応じて、都道府県

卸売市場整備計画に、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となるなど、地域内の生鮮食料品等流通において重要な役割を担う特定の地方卸売市場（水産物産地市場を除く。）であって、経営展望を策定し、それに即して市場機能の強化等に取り組むもの（地域拠点市場）を定めること。その際、中央卸売市場が開設されていない都道府県においては、都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場を定め、また、地方卸売市場へ転換する中央卸売市場が所在する都道府県においては、地方卸売市場への転換後、当該卸売市場を地域拠点市場に位置付ける等により、地方卸売市場の適正な配置に向けた取組を推進することが望ましい。

(2) 地域拠点市場においては、次に掲げる措置のいずれかに取り組むことを基本としつつ、これらの措置に取り組むことが困難な場合には、産地や実需者との連携による市場機能の強化等に計画的に取り組むこと。

- ① 他の地方卸売市場との統合
- ② 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動

(3) 地域拠点市場の目標年度における取扱数量は、

- ① 当該地域拠点市場が青果物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として15,000トン以上
- ② 当該地域拠点市場が水産物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として7,000トン以上
- ③ 当該地域拠点市場が花きを主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として2,000万本相当以上にそれぞれ達することが見込まれること。

なお、当該地域拠点市場が食肉を主たる取扱品目とする卸売市場については、と畜場を併設しているという性格に鑑み、当面の間、目標年度における取扱数量は定めない。

(4) 全国的な卸売市場の再編を促進する観点から、地域拠点市場が他の地方卸売市場と統合する場合には、当該統合が次に掲げる要件の全てに適合していることが望ましい。

- ① 当該統合の中核となる地域拠点市場の取扱金額が50億円以上又は卸売場面積が3,000㎡以上であること。
- ② 統合後の地域拠点市場の取扱金額が100億円以上又は卸売場面積が5,000㎡以上であること。
- ③ 当該統合に係る地方卸売市場が食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第4条第2項の規定により同法第2条第3項第2号に規定する卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受けていること。

(5) 都道府県においては、その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情を踏まえ、必要に応じて、地方卸売市場の卸売業者に係る財務基準その他に関する指標を定め、一定の目安に該当する地方卸売市場の再編について配慮するなど、都道府県卸売市場整備計画に基づき、卸売市場の適正な配置を推進すること。

(6) 中央卸売市場開設区域内における地方卸売市場については、その開設区域内に配置することが当該開設区域内における生鮮食料品等の円滑な流通の確保を図るために必要であると認められる場合に限り、配置すること。

(7) 食肉を主たる取扱品目とする地方卸売市場については、地域における肉畜の生産事情、輸入食肉の増加、部分肉流通の進展及び食肉処理施設との関連に留意の上、市場機能が十全に発揮し得るよう配置すること。

### 3 水産物産地市場

産地市場関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、漁港の整備計画等を勘案し、長期的展望に即して市場機能の強化等を推進すること。

### 第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

#### 1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チェーン展開等による生鮮食料品等流通の広域化、大都市圏等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行う。この場合、特に次の事項について留意する。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。
- (2) 道路など生鮮食料品等流通に関連する公共インフラの整備計画との整合性が確保され、かつ、災害時等も考慮して交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

#### 2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮する。

売場施設

駐車施設

貯蔵・保管施設

輸送・搬送施設

衛生施設

情報・事務処理施設

管理施設

加工処理施設

福利厚生施設

関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備する。

#### 3 施設の規模に関する事項

別記2に基づいて算定される施設規模を確保する。

#### 4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズや社会的要請に的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題へのより積極的な取組や災害時等の緊急事態への対応機能の強化等に向けて、特に次の事項に留意する。その際、公設卸売市場においては、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適切な施設整備と運営の合理化に努め、特に、施設整備におけるPFI事業の活用、施設管理における民間委託の推進や地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者制度の活用を通じ、整備・運営コストと市場使用料の抑制等に努める。さらに、卸売市場の利用者が受ける便益等に応じた費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討する。

- (1) 卸売市場施設については、その導入に当たっての費用対効果や市場経営に及ぼす影響、共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、当該卸売市場の経営戦略に即した計画的な整備・配置を推進すること。

- (2) 周辺の卸売市場と連携した流通を行う拠点的な役割を担う中央卸売市場においては、大型車両にも対応可能な保管・積込施設、全国の産地や卸売市場との間での情報の迅速な処理を行うために必要な情報処理施設等の整備・配置を計画的に推進すること。その際、開設者は、複数の中央卸売市場に分散して投資することにより、整備の効率性が阻害されることのないよう十分留意すること。
- (3) 産地との連携強化により魅力的かつ特色ある商品の品揃えを充実させ、それらに係る集荷・販売力を強化するため、高品質な生鮮食料品等の円滑かつ効率的な集荷、選果・選別等に対応可能な貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。
- (4) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮すること。あわせて、消費者ニーズに応える商品供給のため市場関係業者が一体となって行うリテールサポート（小売支援活動）等の取組に配慮した施設の運営に努めること。
- (5) コールドチェーンの確立を含めた卸売市場における品質管理に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理・多温度帯管理施設や、衛生施設等の品質管理の高度化に資する施設の整備・配置を計画的に推進すること。その際、HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の考え方を採り入れた品質管理や、外部監査を伴う品質管理認証の取得に取り組む卸売市場にあっては、必要となる施設の早急な整備・配置に努めること。また、施設の整備・配置に当たっては、取扱物品の構成、生産者や実需者のニーズ、施設整備に伴う場内物流の効率性への影響、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、立地条件、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等も考慮しつつ、卸売市場ごとに低温（定温）管理施設の整備に係る数値目標や方針を事前に策定すること。さらに、施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立を含めた取扱物品の品質管理を徹底する観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- (6) 新規需要の創出を通じた市場関係業者の経営体質の強化、さらには市場取引の活性化を図る観点から、立地条件等を踏まえつつ、卸売市場が国産農林水産物の輸出に係る拠点としての機能を発揮するため、必要に応じて、輸出先が求める品質管理、小分け・包装、多品目混載等に対応可能な施設を整備・配置すること。
- (7) 太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、容器包装等のリサイクルに資する施設や塵埃及び汚水の処理施設の整備・配置、さらには通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化を推進すること。また、新たな投資についての卸売業者や仲卸業者の負担を考慮しつつ、実態を十分に踏まえ、卸売市場ごとに、温室効果ガスや廃棄物の削減など環境負荷の低減に係る数値目標や方針を事前に策定した上で、計画的に取り組むこと。
- (8) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。特に、大都市にある卸売市場においては、土地の高度利用を図る観点から、立体的かつ効率的な施設の配置とすること。
- (9) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。
- (10) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (11) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
  - ① 生産者や実需者とのデータ連携や取引の効率化に資する生鮮 EDI 標準（受発注等の情報を電子的に交換する方法の標準的な取決め）の導入及び電子タグ（メモ

り機能を有する極小の IC チップとアンテナを内蔵した荷札（タグ）等の情報通信技術の活用

② 産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入

に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内における LAN（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備と通い容器の一時保管場所の確保に努めること。

(12) 卸売市場施設の構造については、流通事情の変化や情報通信技術の進展に柔軟に対応できるものとする。

(13) 卸売市場に対する理解醸成とともに、卸売市場の多様な機能の発揮を図る観点から、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、周辺環境との調和を図る観点から可能な限り緑地帯等を設置すること。

(14) 食肉を取扱品目とする中央卸売市場については、輸入食肉の増加、部分肉流通の進展等に即応して集荷・販売力の向上を図るなど価格形成市場として十全の機能が発揮し得るよう整備し、運営の改善を図ること。

#### 第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

##### 1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明性をもった適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、卸売市場における取引を生産者及び実需者のニーズに的確に対応させるとともに、その活性化を図る。

(1) 各卸売市場においては、当該卸売市場の経営戦略に即した機能の強化等に向けた取組を的確に遂行するため、市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下、それぞれの卸売市場に適合したバリューチェーン（生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセス）の構築やサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。

(2) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間における直接取引の拡大に対応するため、集荷の共同化、双方向・相互融通での荷揃え、販売の相互連携等の複数の卸売市場間における効果的な連携や新商品の開発等のための産地や実需者との連携を推進し、集荷・販売力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聴くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に発揮した共存・共栄関係の構築に努めること。

(3) 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等の実態を反映するとともに、実需者の要望や地元生産者及び中小買受人の安定的な取引機会にも配慮しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な方法を設定し、これを遵守すること。また、中央卸売市場開設者においては、せり・入札対象物品に係る設定、特に法第35条第1項第2号に係る物品（いわゆる2号物品）のせり・入札割合の設定に当たって、当該卸売市場の経営戦略や取扱物品の需給動向等も踏まえて、柔軟かつ戦略的に行うこと。なお、売買取引の方法については、市場取引委員会の場等において不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

(4) 生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用を図ること。特

に、商取引を含む社会全体の電子化の進展に対応して卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進するため、電子商取引の導入を推進するとともに、電子商取引に係る商物一致原則の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用に努めること。

- (5) 開設者においては、売買取引に係る事務手続について、市場取引委員会の場合等を活用して利害関係者の意見を十分に聴き、当該卸売市場の経営戦略も踏まえて、法令の範囲内でより迅速かつ簡易なものとする等柔軟な運用に努めること。特に、生産者や実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認、各種書類の提出・報告の義務付け等について、その必要性を十分に検証した上で、法令に規定されていない事務手続の原則廃止、法令に規定されている事務手続と密接な関連を有する事務手続の電子化への移行等を積極的に講じ、事務手続の簡素化を徹底すること。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報通信技術の活用や生鮮 EDI 標準の導入、様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。
- (6) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を維持、向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理したデータの提供やインターネット上における検索機能の充実、データ保存期間の延長等、仲卸業者や専門小売業者その他の実需者、生産者等幅広い関係者のニーズや利便性にも可能な限り配慮した取引情報の提供に努めること。
- (7) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。
- (8) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方策について十分な議論を行うこと。
- (9) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用しつつ、公正な取引と機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、市場取引委員会について、実務担当者から成る部会の設置等による機動的・弾力的な開催や、卸売市場全体の利益を考慮することができる幅広い視野を有する学識経験者等への委員委嘱等を通じ、適切な調査審議がなされるよう努めるとともに、経営戦略的な視点から卸売市場全体としての統一的な意思決定を的確に行うよう努めること。
- (10) 取扱物品に対する消費者等の信頼を確保し、その安心につなげていくため、
  - ① 原産地表示の徹底等による公正な取引の確保
  - ② 生産履歴情報等の適切な確認・伝達
  - ③ 食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実
  - ④ 生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の適切な作成・保存を通じたトレーサビリティの確保に取り組むこと。なお、その際には業務の効率化を通じたコストの削減に最大限努力すること。
- (11) 卸売市場に対する生産者、実需者、さらには消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

## 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意する。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施



- 設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
  - (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

### 3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置に取り組むとともに、当該措置を内容とする品質管理高度化規範の策定、同規範の内容及び遵守状況についての不断の検証並びに社内遵守体制の強化を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組む。

この場合、水産物及び食肉を取り扱う卸売市場においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備の基準や衛生管理の基準の遵守、食道や直腸の結紮（さつ）やナイフの消毒等に取り組む。

さらに、卸売市場における品質・衛生管理の質的向上を図り、その機能と信頼を向上させる観点から、各卸売市場においては、基本的な衛生管理の徹底のみならず、HACCPの考え方を採り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得等を通じたより組織的・体系的な品質管理体制の構築を図る。特に、輸出に取り組む卸売市場にあっては、輸出先の法令で求められるHACCPに基づく衛生管理の導入等の品質管理の高度化に取り組む。

## 第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

卸売業者及び仲卸業者については、集分荷機能、情報受発信機能等の卸売市場の機能を実際に担う主体であることを踏まえ、卸売市場ごとの経営戦略に即した機能強化、卸売市場に対する信頼の確保等に向けて、特に次の事項に留意し、その経営体質の強化を図る。

### 1 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項

- (1) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化に向けて、現状における経営上の強み・弱み等を分析の上、
  - ① 消費者、実需者等の需要動向を踏まえた産地に対する営農指導、出荷支援のほか、地域特産物のブランド化、特色ある地場産品や規格外品等の流通特性も踏まえた品揃えの強化、新商品の開発、小売や加工・業務用需要とのマッチング等に関する産地との連携強化
  - ② 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズに対応した加工処理、貯蔵・保管、輸送・搬送、リテイルサポート等の機能強化による実需者との連携強化に積極的に取り組むこと。
- (2) 生鮮食料品等の流通の中間に位置する立場を活かし、卸売業者・仲卸業者の相互連携の下、川上・川下双方に対するコーディネート機能を発揮し、国内産の農林水産物の新たな需要の喚起と需要に対応した供給体制の確立に努めること。その際、価格動向のほか、実需者ニーズ、産地の出荷動向・出荷戦略、商品情報等の多様な情報について、情報通信技術の積極的な活用を通じて、その把握と産地や実需者へのフィードバックを的確に行うなど、情報受発信の取組を強化すること。
- (3) 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間における提携関係の強化を

図りつつ、大型産地・大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、予約相対取引の活用等により、産地における計画的かつ安定的な生産・出荷に対するニーズや、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定質・定価格での安定的な取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。

- (4) 取扱物品の付加価値を高め、販売力の強化や新規需要の創出を通じた経営体質の強化を図るため、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、卸売市場が有する集荷機能や販売先に関する情報受発信機能等を活かし、国内産の農林水産物の輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮に努めること。その際、産地、他の卸売市場、関連機関等との連携強化を図り、品揃え、数量、リードタイム、出荷期間等の取引先のニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先の法令で求められる衛生・品質管理に取り組むこと。
- (5) 産地情報と消費者・実需者のニーズの双方に通じ、求められる商品特性や多様な販路に係る知見等を有するといった強みを活かし、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、生産者が行う6次産業化への取組に対する積極的な参画に努めること。
- (6) 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等両者の連携・協働に十分留意して行うこと。
- (7) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力、若手及び女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組むとともに、責任体制の確立に努めること。

## 2 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や株式上場による資本強化、さらには卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築等による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化や連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

（単位：百万円）

市場別 \ 部類別	青果物 卸売業者	水産物 卸売業者	花き 卸売業者
中央卸売市場	270	380	160
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く。)	130	160	90

（注）この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、増資等により財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善に取り組むこと。特に、地方卸売市場にあっては、都道府県が定める指導監督に係る指針、財務基準等を踏まえ、経営状況の評価と経営の早期改善を図ること。また、業務の適正かつ健全な運営を確保する観点から、

開設者、都道府県等は、指導監督に係る指針に即して適切な指導を行うとともに、長期にわたって改善が図られない卸売業者に対して、改善計画の達成状況のフォローアップを濃密に行い、必要に応じて改善時期や改善事項の明確化も含めた計画見直し等を指導すること。

さらに、卸売業者の経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。

- (3) 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
- (4) 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

### 3 仲卸業者

- (1) 仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な仲卸機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、その際、各卸売市場や取り扱う商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化を図るとともに、必要に応じて仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業権の取得等に取り組むこと。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする仲卸業者同士の統合大型化も視野に入れた対応を行うこと。

(単位：百万円)

市場別 \ 部類別	青果物 仲卸業者	水産物 仲卸業者	花き 仲卸業者
中央卸売市場	100	100	70
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く。)	90	80	50

(注) この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、財務体質の強化を図るとともに、経営改善に取り組むこと。その際、開設者が定める指導監督に係る指針、財務基準等を踏まえ、経営状況の評価と経営の早期改善を図ること。また、業務の適正かつ健全な運営を確保する観点から、開設者は、指導監督に係る指針に即して適切な指導を行うこと。
- (3) 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めること。
- (4) 情報通信機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等により、コストの削減を進めること。

### 第6 その他

以上のほか、卸売市場の運営等については、次の事項に留意して行う。

- 1 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、早急にその推進を図ること。

- 2 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働環境の改善を通じた魅力ある職場づくりに努めること。
- 3 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能や、加工、配送、保管等のニーズに対応した機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。
- 4 災害時等の緊急事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性に鑑み、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、協定締結等を通じた自治体等関係機関との連携強化や災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワーク構築等を通じて、緊急事態に際しても、卸売市場の機能が可能な限り維持されるよう努めること。特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、緊急事態に際しても業務を確実に継続できるような体制を確立するため、BCP（事業継続計画）の策定に取り組むこと。また、食の安全に係る事件、事故等が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努めること。
- 5 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」や「日本食文化」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示等に関する講習会、料理教室等の機会の提供等の取組を推進すること。その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であることを前提としつつ、卸売業務への影響や市場内の衛生管理、入場者の安全の確保等に十分留意するとともに、市民の入場可能時間の設定も含めて事前に関係者間で十分な調整を図ること。また、卸売市場が生鮮食料品等を地域内に安定的に供給するための基幹的な社会インフラであるとの認識の下、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮すること。
- 6 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向けた市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努めること。

別記 1

市場流通量の見通し

(単位：千トン、花きにあつては百万本)

	平成 24 年度 (基準年度)	平成 32 年度 (目標年度)	平成 32 年度 / 平成 24 年度 (%)
野菜	10,722	10,510～11,160	98.0～104.1
果実	3,821	3,620～ 3,850	94.7～100.8
水産物	4,221	4,180～ 4,440	99.0～105.2
食肉	362	313～ 334	86.5～ 92.3
花き	6,137	7,020～ 7,450	114.4～121.4

(注) 1 市場流通量の見通しは、「食料・農業・農村基本計画」及び「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」の基本的数値を基礎として推定した。

2 水産物産地市場の流通量は、含まない。

別記 2

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

$S_i$  : 目標年度における売場施設の必要規模

$g_t$  : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

$f_i$  : 売場施設経由率

$\mu_i$  : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

$R_i$  : 売場施設通路面積

$i$  : 各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行う。

$$S_t = 25 \text{ m}^2 \cdot \left( \frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

$S_t$  : 目標年度における駐車場の必要規模

$g_t$  : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

$\mu_o$  : 1台当たり積載数量

$M$  : その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行う。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

$S$  : 目標年度における市場用地の必要規模

$a$  : 増設余力指数

$S_i$  : 各施設の必要規模

$S_t$  : 駐車場の必要規模

$R$  : 建物外部の通路の必要規模

## (9) 第10次中央卸売市場整備計画

中央卸売市場整備計画は、卸売市場法に基づき、卸売市場整備基本方針に即して、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めるもの。第10次卸売市場整備基本方針に即した第10次の整備計画は、平成28年4月1日に策定・公表された。

その後、新たに再編措置の取組内容を決定した市場の取組内容を盛り込む整備計画の変更が、平成29年3月31日に行われた。

### 第1 計画の期間

平成28年度から平成32年度までとする。

### 第2 運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容

別添1のとおりとする。

### 第3 取扱品目の適正化を図ることが必要と認められる中央卸売市場及び設定又は変更を必要とする取扱品目

別添2のとおりとする。

### 第4 施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場又は必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及びこれらの改良、造成又は取得を必要とする施設

別添3のとおりとする。

### 第5 その他

中央卸売市場における施設の整備及び管理については、卸売市場としての経営戦略に即し、開設者及び市場関係業者が一体となって取り組む。

また、中央卸売市場の整備に当たっては、災害等にも備えつつ、生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるよう留意する。

(別添1)

**運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容**

	中央卸売市場の名称	取り組む再編措置の内容
卸売市場整備基本方針第2の1の(3)に規定する再編基準に該当する中央卸売市場	該当なし	
上記以外の中央卸売市場	いわき市中央卸売市場	花き部について、平成28年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	青森市中央卸売市場	花き部について、平成28年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	久留米市中央卸売市場	水産物部について、平成29年10月に地方卸売市場への転換を図る。

(別添2)

**取扱品目の適正化を図ることが必要と認められる中央卸売市場及び設定又は変更を必要とする取扱品目**

中央卸売市場の名称	設定又は変更を必要とする取扱品目
東京都中央卸売市場（新設市場－豊洲地区）	野菜、果実及びこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品

(別添3)

**施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場又は必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及びこれらの改良、造成又は取得を必要とする施設**

	中央卸売市場の名称	改良、造成又は取得を必要とする施設
施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場	八戸市中央卸売市場 仙台市中央卸売市場本場 仙台市中央卸売市場食肉市場 宇都宮市中央卸売市場 東京都中央卸売市場大田市場 川崎市中央卸売市場北部市場 福井市中央卸売市場 浜松市中央卸売市場 名古屋市中央卸売市場本場 名古屋市中央卸売市場北部市場 名古屋市中央卸売市場南部市場 京都市中央卸売市場第一市場 京都市中央卸売市場第二市場 大阪府中央卸売市場 大阪市中心卸売市場本場 大阪市中心卸売市場東部市場 大阪市中心卸売市場南港市場 神戸市中心卸売市場本場 神戸市中心卸売市場東部市場 姫路市中心卸売市場 和歌山市中心卸売市場 岡山市中央卸売市場 広島市中心卸売市場中央市場 広島市中心卸売市場食肉市場 高松市中心卸売市場 松山市中央卸売市場 北九州市中央卸売市場 福岡市中心卸売市場鮮魚市場 福岡市中心卸売市場青果市場 久留米市中心卸売市場 鹿児島市中心卸売市場青果市場	売場施設 駐車施設 貯蔵・保管施設 輸送・搬送施設 衛生施設 情報・事務処理施設 管理施設 加工処理施設 福利厚生施設 関連事業施設 以上の施設に附帯する施設



	鹿児島市中央卸売市場魚類市場 沖縄県中央卸売市場	
必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場	札幌市中央卸売市場 青森市中央卸売市場 盛岡市中央卸売市場 秋田市中央卸売市場 いわき市中央卸売市場 さいたま市食肉中央卸売市場 東京都中央卸売市場築地市場 東京都中央卸売市場豊島市場 東京都中央卸売市場淀橋市場 東京都中央卸売市場足立市場 東京都中央卸売市場食肉市場 東京都中央卸売市場板橋市場 東京都中央卸売市場世田谷市場 東京都中央卸売市場北足立市場 東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場 東京都中央卸売市場葛西市場 東京都中央卸売市場（新設市場－豊洲地区） 横浜市中心卸売市場本場 横浜市中心卸売市場食肉市場 新潟市中心卸売市場 金沢市中心卸売市場 岐阜市中心卸売市場 静岡市中心卸売市場 神戸市中心卸売市場西部市場 奈良県中央卸売市場 広島市中心卸売市場東部市場 宇部市中心卸売市場 徳島市中心卸売市場 高知市中心卸売市場 福岡市中心卸売市場食肉市場 長崎市中心卸売市場 宮崎市中心卸売市場	

(参考) 基本方針に定める「中央卸売市場の再編」の取組実績(時系列)

中央卸売市場 整備計画	再編措置 実施年月	市場名	再編措置実施部門			再編措置 内容	再編措置 実施年月日
			青果	水産	花き		
第8次 (H17~22年度)	H18年4月	釧路市	●	/	○	地方転換	平成18年4月1日
		大分市	●	●	/	〃	〃
	H19年4月	川崎市南部	○	○	○	〃	平成19年4月1日
		藤沢市	○	/	/	〃	〃
		三重県*		○	/	〃	〃
		尼崎市	○	○	/	〃	〃
	H20年4月	呉市	○	○	/	〃	平成20年4月1日
		下関市	○	/	/	〃	〃
		佐世保市干尽*		/	○	〃	〃
	H21年4月	三重県*	●	/	/	〃	平成21年4月1日
		函館市	●	/	/	〃	〃
	10月	室蘭市	●	●	/	〃	平成21年10月1日
H22年4月		山形市	●	●	/	〃	平成22年4月1日
	松山市中央		/	○	〃	〃	
第9次 (H23~27年度)	H23年3月	松山市水産	/	○	/	〃	平成23年3月31日
	H23年4月	甲府市	●	●	/	〃	平成23年4月1日
		富山市	●	●	●	〃	〃
	H24年4月	秋田市	●	●		〃	平成24年4月1日
		岡山市			●	〃	〃
		宮崎市*			○	〃	〃
	H25年4月	宮崎市*		●	/	〃	平成25年4月1日
		佐世保市干尽*	○	/	/	〃	〃
		佐世保市水産	/	●	/	〃	〃
	H26年1月	北九州市		○	/	〃	平成26年1月1日
	H26年3月	高知市		○	/	〃	平成26年3月31日
	H26年4月	福島市	●	○	●	〃	平成26年4月1日
		千葉市	●	○	/	〃	〃
		船橋市	●	○	/	〃	〃
	H27年3月	横浜市南部*	●	○		廃止し横浜市本場に統合	平成26年3月31日
	H27年4月	横浜市南部*	/	/	○	地方転換	平成27年4月1日
		姫路市	○	/	/	〃	〃
		高松市			●	〃	〃
	H25~27年度末	東京都大田		○	/	集荷・販売面において 東京都築地市場と連携	集荷・販売面において 東京都築地市場と連携
		東京都足立	/	○	/		
H27年度末まで	福岡市西部	●	/	/	福岡市青果に統合し廃止	平成28年2月12日	
	福岡市東部	●	/	/			
第10次 (H28~32年度)	H28年4月	いわき市			○	地方転換	平成28年4月1日
	H28年度末まで	青森市			○	〃	平成28年4月1日
	H29年10月	久留米市		●	/	〃	平成29年10月1日

<< 凡例 >>

- : 再編基準該当市場
- : 自主的再編市場
- \*: 同一市場で、段階的に再編措置を実施した(又は予定)の市場
- /: 部門の設置がない

## (10) 平成30年度卸売市場関係予算の概要

### 1. 卸売市場施設整備対策（強い農業づくり交付金）

【20,154（20,174）百万円の内数】

#### ア 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

中央卸売市場が卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第5条に定める中央卸売市場整備計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）に即して計画的に実施する施設の改良、造成若しくは取得（以下「整備」という。）又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた若しくは位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場（以下「拠点地方卸売市場」という。）が市場法第4条に定める卸売市場整備基本方針（以下「整備基本方針」という。）第1の2に掲げる経営戦略を確立するための経営展望（以下「経営展望」という。）に即して計画的に実施する施設の整備であって、品質・衛生管理機能の高度化に資するものに対し支援。

#### (ア) 事業実施主体

- a 市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体（以下「中央卸売市場の開設者」という。）
- b 市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者（以下「地方卸売市場の開設者」という。）であって、次に掲げる者
  - i 地方公共団体
  - ii 地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セクター」という。）
  - iii 法人（i及びiiを除く。）
- c 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）
- e PFI選定事業者
- f 特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の品質・衛生管理の高度化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

#### (イ) 事業の要件

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であり、産地・実需者から求められる品質・衛生管理に対応するためのコールドチェーンの確立や、HACCPに対応するなど卸売市場の取扱物品の品質・衛生管理機能を高度化させるためのものであること。

#### イ 物流効率化に向けた施設整備の取組

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が経営展望に即して実施する施設の整備であり、卸売市場の物流を効率化させるためのものに対し支援。

#### (ア) 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 拠点地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者
  - i 地方公共団体
  - ii 第3セクター
  - iii 法人（i及びiiを除く。）
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）
- e PFI選定事業者
- f 特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の物流の効率化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

#### (イ) 事業の要件

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であり、卸売市場内の搬送経路の最適化や市場内

外における交通渋滞等を緩和させるなど、卸売市場の物流を効率化させるために実施するものであること。

ウ 卸売市場再編促進施設整備の取組

中央卸売市場から転換した拠点地方卸売市場が実施する施設の整備、他の卸売市場との連携に係る共同集出荷施設の整備、他の卸売市場との統合又は産地・実需者との連携に係る施設の整備及び廃止卸売市場における施設の撤去に対し支援。

(ア) 地方卸売市場への転換に係る取組

a 事業実施主体

中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した拠点地方卸売市場の開設者であり、次に掲げる者

- (a) 地方公共団体
- (b) 第3セクター
- (c) 事業協同組合等

b 事業の要件

- (a) 中央卸売市場から転換した拠点地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であること。
- (b) 地方卸売市場へ転換した年度を含む3年以内に着工する施設の整備であること。  
ただし、整備を実施するに当たり、他の法令等に基づく対策等（事業実施主体が独自に実施する対策等も含む。以下「対策等」という。）を行う必要がある場合にあっては、対策等が完了するまでの間は当該期間に含めないものとする。
- (c) 地方卸売市場への転換に伴い他の卸売市場と統合する場合にあっては、当該転換前の取扱品目の部類に係る施設の整備であること。

(イ) 他の卸売市場との統合に係る取組

a 事業実施主体

他の卸売市場との統合を行う以下に掲げる者

- (a) 地方公共団体
- (b) 第3セクター
- (c) 事業協同組合等
- (d) 法人（a、b及びcを除く。）

b 事業の要件

- (a) 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が経営展望に即して実施する施設の整備であること
- (b) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること

(ウ) 他の卸売市場との連携に係る取組

a 事業実施主体

他の卸売市場との連携を図るとされた卸売市場の卸売業者を含む事業協同組合等

b 事業の要件

- (a) 他の卸売市場との連携を図るとされた卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること
- (b) 事業協同組合等の構成員による集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ（地方公共団体等が主体となり構築している集荷若しくは販売の共同化に係るネットワークに参画している又は参画することが確実と見込まれる場合を含む。）、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有していること
- (c) 整備する施設は算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること

(エ) 産地・実需者との連携に係る取組

a 事業実施主体

産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う、以下に掲げる者

- (a) 地方公共団体
- (b) 第3セクター
- (c) 事業協同組合等
- (d) 法人（（a）、（b）及び（c）を除く。）

b 事業の要件

- (a) 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が経営展望に即して実施する施設の整備であること

- (b) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること
- (c) 集荷若しくは販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ（地方公共団体等が主体となり構築している集荷若しくは販売の共同化に係るネットワークに参画している又は参画することが確実と見込まれる場合を含む。）、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること
- (d) 整備する施設は算定基準に照らし狹隘の度合いが著しいと認められること
- (オ) 廃止に係る取組
  - a 事業実施主体  
中央卸売市場整備計画において廃止するとされた中央卸売市場の開設者
  - b 事業の要件
    - (a) 廃止する中央卸売市場の開設者が他に開場する中央卸売市場（廃止する中央卸売市場と同一の取扱品目の部類をもつ中央卸売市場に限る。）と統合することにより、廃止する当該施設を撤去するものであること
    - (b) 廃止する中央卸売市場の市場関係事業者を受け入れるための、受け皿となる中央卸売市場における施設の整備に交付金の交付が行われるものでないこと
    - (c) 施設を撤去した後の当該用地を引き続き行政財産として公共の用に供する計画があること

エ 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が経営展望に即して実施する施設の整備であり、輸出促進に向けた取組を行うものに対し支援。

(ア) 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 拠点地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者
  - i 地方公共団体
  - ii 第3セクター
  - iii 法人（i及びiiを除く。）
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出せん者となっている法人
- e PFI選定事業者
- f 特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により当該卸売市場を経由した輸出の促進が図られるものとして、地方農政局長等が特に必要と認める者をいう。）

(イ) 事業の要件

- a 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が、経営展望（策定することが確実と認められる場合を含む。）に即して実施する施設の整備であり、当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められるものであること
- b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること
- c 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること
- d 別紙様式により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること

オ 卸売市場防災対応施設整備の取組

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が経営展望に即して実施する施設の整備であり、既存卸売市場における地震に係る災害の未然防止や被害の軽減等に必要な耐震化及び災害発生時に業務を継続するために必要な最低限度の防災対策のためのものに対し支援。

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は拠点地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

- a 既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな施設に更新するものではないこと
- b 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく都道府県耐震改修促進計画に即して実施する耐震補強の整備であること
- c 事業開始年度を含む5年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年

国土交通省告示第 184 号) に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断 ( $I_s < 0.6$  又は  $I_w < 1.0$ ) された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断 ( $I_s \geq 0.6$  又は  $I_w \geq 1.0$ ) される見込みとなること等を含む事業計画を有するものであること

- d 防災計画に関する災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく地域防災計画に即して実施する卸売市場施設の防災対応のための整備であり、当該整備と一体的に行う場合に限り、防災設備(非常用照明装置等)を交付対象とすることができることとする

ただし、防災設備の設置は、災害時等の緊急時に業務を継続するために必要な最低限度のものとする

〔事業実施主体：地方公共団体、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合 等〕  
補助率：定額(4/10以内、1/3以内)

## 2. 食品流通合理化促進事業

【335 (-) 百万円】

物流においては、トラックドライバー不足等から物流費の高騰や輸送手段の確保が困難となる状況にある中で、関係者が連携し、物流の効率化を図ることや更なる物流高度化に向けた新たな技術・方式の実用化を促進することが必要です。

また、食品の流通・販売においては、生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、ICTを活用したサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等が必要です。

### ア 食品等物流改革高度化事業

#### (ア) 物流業務改革促進支援事業

生産者や流通業者による一貫パレチゼーションの取組のほか、新たな船舶輸送体制の構築等の新たな流通技術・方式等の実証を支援します。

#### (イ) 花き物流システム高度化・転換実証支援事業

複数の産地、流通業者、小売業者等の幅広い関係者が参画し、流通に用いる台車の統一や共同出荷輸送等の流通システム転換に向けた社会実験の取組を支援します。

補助率：定額、1/2

事業実施主体：民間団体等

### イ 食品流通合理化・新流通確立事業

流通業者等による生産情報の実需者への提供や代金決済の円滑化等の取組、ICTの活用等によるサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等のための調査・実証、設備導入の取組を支援します。

補助率：定額、1/2

事業実施主体：民間団体等

(11) 卸売市場に係る融資制度（日本政策金融公庫による食品流通改善資金（卸売市場施設））

1. 近代化施設

生鮮食料品等の生産及び流通の円滑化、国民消費生活の安定向上に果たすべき卸売市場の重要な役割にかんがみ、卸売市場の施設、卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の業務の近代化を図るための必要な施設の造成等について長期・低利資金を株式会社日本政策金融公庫から融通する。

ア 貸付けの相手方（中小企業者に限る。）

- a 卸売市場（付設集卸売場（※）を含む。）の開設者（地方公共団体を除く。）又はその出資・組織する法人
- b 卸売市場の卸売業者又はその出資・組織する法人
- c 卸売市場の仲卸業者又はその出資・組織する法人

（※）当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの

イ 貸付け金の使途

- a 卸売市場施設  
卸売市場の業務に必要な施設の改良、造成又は取得
- b 卸売業者施設  
倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は場内事務所の改良、造成又は取得
- c 仲卸業者施設  
倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は仲卸店舗設備の改良、造成又は取得

ウ 償還期限（据置期間）

- a 卸売市場施設：25年以内（5年以内）
- b 卸売業者施設：15年以内（3年以内）
- c 仲卸業者施設：15年以内（3年以内）

エ 貸付限度額

- a 卸売市場施設：負担する額の80%以内（限度額なし）
- b 卸売業者施設及び仲卸業者施設：負担する額の70%以内（限度額あり、ただし以下特例の場合限度額なし）

（貸付限度額の特例）

東京都中央卸売市場（新設市場－豊洲地区）及び福岡市中央卸売市場（青果市場）の整備に伴う卸売業者施設又は仲卸業者施設の新設又は全面的な改良については貸付限度額なし（平成31年3月31日までに貸付けの決定を行ったものに限る。）

2. 機能高度化施設

近年の食品の流通部門を取り巻く著しい情勢の変化に対処し、生産者及び実需者双方のニーズに的確にこたえていくため、

- ① コールドチェーン体制の確立や加工・調製及び保管・配送機能の強化
  - ② 市場関係業者の連携、統合大型化による効率的な物流の確立、経営の合理化
- 等の取組により、市場関係業者が卸売市場の機能の高度化を図るために必要な長期・低利資金を株式会社日本政策金融公庫から融通する。

ア 貸付けの相手方

食品流通構造改善促進法第6条第1項第2号に規定する認定計画（以下「認定計画」）



という。)に基づいて卸売市場機能高度化事業を実施する者であって次に掲げる者(中小企業者に限る。)

- a 卸売市場(付設集卸売場を含む。)の開設者(地方公共団体を除く。)
- b 卸売市場の卸売業者
- c 卸売市場の仲卸業者
- d 卸売市場の仲卸業者の組織する事業協同組合及び事業協同小組合

イ 貸付け金の使途

認定計画に基づいて行う卸売市場機能高度化事業の実施に必要な施設等のうち次に掲げるもの

- a 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- b 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- c 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- d 卸売市場の業者(業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。)の資本提携による支配関係の構築のための出資

ウ 償還期限(据置期間)

15年以内(3年以内)

エ 貸付限度額

負担する額の80%以内(限度額なし)

## (12) 卸売市場に係る税制特例

### 1. 国 税

#### (1) 所得税・法人税の特例

土地収用法の規定に基づいて卸売市場用地に供するために収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす（適用期限：なし）

土地収用法の規定に基づいて卸売市場用地に供するために収用され、譲渡収入を得た場合、当該譲渡収入から5,000万円を控除（適用期限：なし）

#### (2) 地価税の特例（当分の間、課税の停止）

地方卸売市場の用に供されている土地等については非課税（適用期限：なし）

### 2. 地方税

#### (1) 固定資産税の特例

卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者並びにその組織する法人が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金－卸売市場近代化施策）の貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置の課税標準は、3年度分に限り価格の2分の1とする（適用期限：なし）

#### (2) 不動産取得税の特例

卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者並びにその組織する法人が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金－卸売市場近代化施策）の貸付を受けて取得した共同利用施設の課税標準は、取得価格から融資額を控除した価格とする（但し、控除額は価格の2分の1以下）（適用期限：平成31年3月31日）

#### (3) 特別土地保有税の特例（課税の停止）

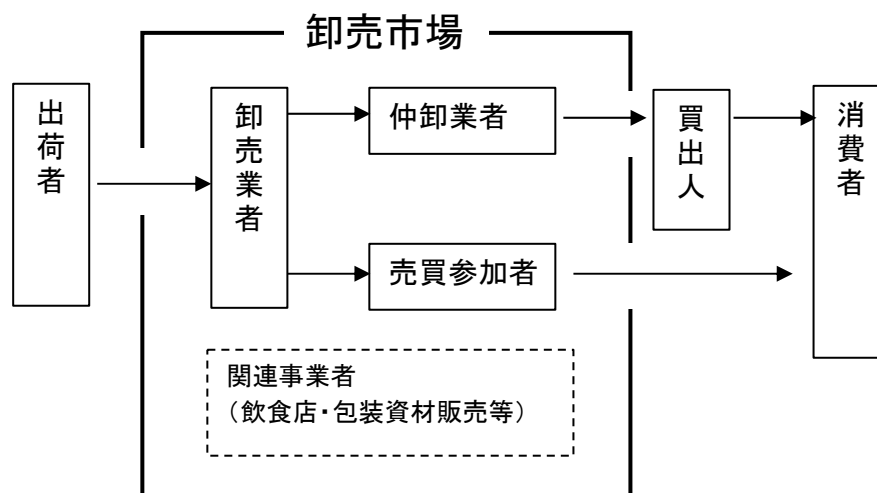
卸売市場の用に供する土地については非課税（適用期限：なし）

#### (4) 事業所税の特例

卸売市場及びその機能を補完する施設については非課税（適用期限：なし）

## II 卸売市場の現状

### (1) 卸売市場の取引の流れ



### (2) 卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数

	市場数	取扱金額 (億円)	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数
中央卸売市場	64 (40都市)	40,162	160	3,161	23,738
うち青果	49 (37都市)	20,404	69	1,304	11,084
水産物	34 (29都市)	15,490	55	1,706	3,596
食肉	10 (10都市)	2,876	10	63	1,842
花き	14 (10都市)	1,207	18	76	6,623
その他	6 (5都市)	185	8	12	593
地方卸売市場	1,060 (うち公設151)	32,472	1,255	2,733	105,337

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. (中央) 市場数、卸売業者数：29年度末、他の業者数：28年度末、取扱金額：28年度

(地方) 市場数、業者数：28年度末、取扱金額：28年度

2. 中央卸売市場の総合市場は37、青果物単独市場は12、水産物単独市場は4である。

3. 平成30年4月現在の中央卸売市場数は全体で64(40都市) (うち青果49 (37都市)、水産物34 (29都市)、食肉10 (10都市)、花き14(10都市)、その他6 (5都市))。平成30年4月現在の中央卸売市場卸売業者数は全体で160、うち青果69、水産物55、食肉10、花き18、その他8である。

## (参考1) 卸売市場数の推移

年度	区分	中央卸売市場	地方卸売市場			
			公 設	第三セクター	民 設	
14		86	1,351	154	37	1,160
15		86	1,325	152	38	1,135
16		86	1,304	152	36	1,116
17		86	1,286	150	39	1,097
18		84	1,259	151	37	1,071
19		81	1,237	155	38	1,044
20		79	1,207	156	39	1,012
21		76	1,185	156	38	991
22		74	1,169	153	37	979
23		72	1,159	151	37	971
24		72	1,144	155	38	951
25		70	1,105	154	36	915
26		67	1,092	157	37	898
27		64	1,081	156	38	887
28		64	1,060	151	37	872
29		64				

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

注：各年度末の数値である。ただし、地方卸売市場については平成24年度までは各年度当初の数値である(24年度末の地方卸売市場は1,126(うち公設154、第三セクター37、民設935))。

## (参考2) 卸売市場の取扱金額の推移

(単位：億円)

年度	区分	中央卸売市場計		地方卸売市場計			
		青 果	水産物	青 果	水産物 (消費地)		
14		51,903	22,654	25,206	38,476	15,169	9,886
15		49,275	21,662	23,477	36,794	14,652	9,456
16		48,883	21,800	22,735	36,362	14,775	8,862
17		46,674	20,299	22,035	34,589	13,671	8,410
18		46,796	20,685	21,779	35,457	13,957	8,657
19		45,762	20,294	21,107	34,013	13,673	7,816
20		44,021	19,960	20,014	31,953	13,690	7,387
21		41,208	19,102	18,275	30,295	13,258	7,085
22		41,444	20,032	17,597	30,445	13,660	6,743
23		39,476	19,132	16,758	30,265	13,050	6,925
24		38,017	18,295	16,039	30,241	12,198	6,665
25		39,163	19,178	16,014	31,655	12,543	6,964
26		39,110	19,104	15,839	31,426	12,770	7,270
27		40,263	20,001	15,921	32,034	13,317	7,257
28		40,162	20,404	15,490	32,472	14,049	7,106

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

## (3) 卸売市場経由率の推移

(単位:%)

区分 年度	青果		水産物	食肉		花き		
	野菜	果実		牛肉	豚肉			
元	82.7	85.3	78.0	74.6	23.5	43.4	13.5	83.0
2	81.6	84.7	76.1	72.1	22.6	38.2	14.0	82.3
3	80.3	82.5	76.2	76.7	19.6	34.1	12.3	86.6
4	79.4	85.1	69.9	75.6	17.9	28.8	11.7	83.1
5	79.8	84.5	72.0	70.2	16.3	22.7	12.1	85.8
6	74.5	82.4	62.8	70.2	16.0	22.5	11.5	85.1
7	74.0	80.5	63.4	67.6	15.5	21.5	11.1	81.9
8	74.6	82.3	61.7	69.4	14.9	21.5	10.6	84.1
9	74.6	82.8	61.6	71.0	15.1	20.4	11.2	85.5
10	74.3	81.8	61.7	71.6	15.5	20.3	12.1	85.6
11	70.9	79.4	57.2	68.6	16.7	22.5	12.8	83.7
12	70.4	78.4	57.6	66.2	17.1	23.3	12.6	79.1
13	68.9	78.7	54.1	62.5	14.3	18.5	11.8	79.6
14	69.6	79.1	55.0	61.2	13.4	17.7	11.0	79.7
15	69.2	78.9	53.7	63.4	12.2	15.8	10.3	80.9
16	66.1	77.3	49.0	62.9	11.6	17.3	9.0	82.6
17	64.5	75.2	48.3	61.3	10.3	16.4	7.5	82.8
18	64.6	75.8	46.6	62.5	10.1	15.5	7.3	85.4
19	61.7	73.2	43.6	60.0	10.2	15.8	7.4	83.0
20	63.0	73.8	45.7	58.4	9.8	15.8	7.0	84.0
21	64.6	75.5	47.1	58.0	10.3	15.7	7.5	85.1
22	62.4	73.0	45.0	56.0	9.9	15.1	7.2	83.4
23	60.0	70.2	42.9	55.7	9.4	14.4	6.9	84.4
24	59.2	69.2	42.4	53.4	9.9	15.2	7.1	78.7
25	60.0	70.2	42.2	54.1	9.8	14.6	7.3	78.0
26	60.2	69.5	43.4	51.9	9.5	14.8	6.9	77.8
27	57.5	67.4	39.4	52.1	9.2	14.3	6.8	76.9

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(注) 卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物、食肉、花きのうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場を除く。)を経由したものの数量割合(花きについては金額割合)の推計値。

なお、参考までに、国内で流通した国産青果物のうち卸売市場を経由したものの数量割合についても同様に推計した。

## (参考) 国産青果物の卸売市場経由率の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
青果	87.2%	88.1%	87.7%	87.4%	85.9%	85.1%	85.8%	84.4%	81.2%

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(参考)

(単位:千トン、花きは億円)

年度、項目	区分	青果		水産物	食肉		花き		
		野菜	果実		牛肉	豚肉			
元	総流通量(A)	23,661	15,113	8,548	8,744	3,179	1,059	2,120	5,247
	市場経由量(B)	19,558	12,888	6,670	6,520	745	460	286	4,355
	市場経由率(B) / (A)	82.7%	85.3%	78.0%	74.6%	23.5%	43.4%	13.5%	83.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	11,597	7,645	3,952	5,651	366	243	124	559
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	49.0%	50.6%	46.2%	64.6%	11.5%	22.9%	5.8%	10.7%
5	総流通量(A)	23,313	14,585	8,728	8,245	3,493	1,405	2,088	6,465
	市場経由量(B)	18,602	12,322	6,280	5,789	571	319	252	5,549
	市場経由率(B) / (A)	79.8%	84.5%	72.0%	70.2%	16.3%	22.7%	12.1%	85.8%
	中央卸売市場の取扱量(C)	11,222	7,556	3,666	4,764	247	147	101	1,228
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	48.1%	51.8%	42.0%	57.8%	7.1%	10.4%	4.8%	19.0%
10	総流通量(A)	23,248	14,541	8,707	8,029	3,600	1,505	2,095	6,796
	市場経由量(B)	17,265	11,897	5,368	5,751	559	306	253	5,819
	市場経由率(B) / (A)	74.3%	81.8%	61.7%	71.6%	15.5%	20.3%	12.1%	85.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	10,382	7,241	3,141	4,780	245	148	97	1,573
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	44.7%	49.8%	36.1%	59.5%	6.8%	9.8%	4.6%	23.1%
15	総流通量(A)	23,094	14,236	8,858	8,042	3,667	1,248	2,419	5,925
	市場経由量(B)	15,986	11,230	4,756	5,099	447	197	250	4,791
	市場経由率(B) / (A)	69.2%	78.9%	53.7%	63.4%	12.2%	15.8%	10.3%	80.9%
	中央卸売市場の取扱量(C)	9,903	7,062	2,841	4,395	224	135	89	1,563
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	42.9%	49.6%	32.1%	54.7%	6.1%	10.8%	3.7%	26.4%
20	総流通量(A)	22,699	14,009	8,690	7,007	3,656	1,189	2,467	4,885
	市場経由量(B)	14,307	10,333	3,974	4,090	360	188	172	4,105
	市場経由率(B) / (A)	63.0%	73.8%	45.7%	58.4%	9.8%	15.8%	7.0%	84.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,963	6,590	2,373	3,506	217	137	80	1,431
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	39.5%	47.0%	27.3%	50.0%	5.9%	11.5%	3.2%	29.3%
21	総流通量(A)	22,091	13,573	8,518	6,766	3,547	1,195	2,352	4,659
	市場経由量(B)	14,264	10,249	4,015	3,927	364	188	176	3,966
	市場経由率(B) / (A)	64.6%	75.5%	47.1%	58.0%	10.3%	15.7%	7.5%	85.1%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,758	6,430	2,328	3,321	220	137	83	1,399
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	39.6%	47.4%	27.3%	49.1%	6.2%	11.5%	3.5%	30.0%
22	総流通量(A)	21,311	13,215	8,096	6,602	3,663	1,243	2,420	4,674
	市場経由量(B)	13,291	9,648	3,643	3,699	361	187	174	3,900
	市場経由率(B) / (A)	62.4%	73.0%	45.0%	56.0%	9.9%	15.1%	7.2%	83.4%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,181	6,100	2,081	3,153	215	134	81	1,344
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	38.4%	46.2%	25.7%	47.8%	5.9%	10.8%	3.3%	28.8%
23	総流通量(A)	22,021	13,798	8,223	6,396	3,717	1,242	2,475	4,503
	市場経由量(B)	13,208	9,681	3,527	3,562	350	178	171	3,800
	市場経由率(B) / (A)	60.0%	70.2%	42.9%	55.7%	9.4%	14.4%	6.9%	84.4%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,085	6,093	1,992	2,906	212	134	78	1,333
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	36.7%	44.2%	24.2%	45.4%	5.7%	10.8%	3.1%	29.6%
24	総流通量(A)	22,619	14,244	8,375	6,432	3,672	1,236	2,436	4,602
	市場経由量(B)	13,401	9,853	3,548	3,436	362	188	174	3,623
	市場経由率(B) / (A)	59.2%	69.2%	42.4%	53.4%	9.9%	15.2%	7.1%	78.7%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,127	6,135	1,992	2,790	215	136	79	1,238
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	35.9%	43.1%	23.8%	43.4%	5.8%	11.0%	3.2%	26.9%
25	総流通量(A)	22,019	13,977	8,042	6,100	3,695	1,271	2,424	4,685
	市場経由量(B)	13,202	9,806	3,396	3,300	362	186	176	3,655
	市場経由率(B) / (A)	60.0%	70.2%	42.2%	54.1%	9.8%	14.6%	7.3%	78.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,091	6,174	1,917	2,615	218	136	82	1,264
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	36.7%	44.2%	23.8%	42.9%	5.9%	10.7%	3.4%	27.0%
26	総流通量(A)	21,809	14,045	7,764	6,086	3,706	1,240	2,466	4,649
	市場経由量(B)	13,137	9,768	3,369	3,156	354	184	170	3,616
	市場経由率(B) / (A)	60.2%	69.5%	43.4%	51.9%	9.5%	14.8%	6.9%	77.8%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,942	6,074	1,868	2,411	212	133	79	1,250
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	36.4%	43.3%	24.1%	39.6%	5.7%	10.8%	3.2%	26.9%
27	総流通量(A)	21,475	13,899	7,576	5,891	3,662	1,171	2,491	4,745
	市場経由量(B)	12,352	9,369	2,983	3,072	338	168	170	3,647
	市場経由率(B) / (A)	57.5%	67.4%	39.4%	52.1%	9.2%	14.3%	6.8%	76.9%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,556	5,830	1,726	2,328	195	117	78	1,228
	中央卸売市場のシェア(C) / (A)	35.2%	41.9%	22.8%	39.5%	5.3%	10.0%	3.1%	25.9%

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(注)1. 得られる資料の中で市場間取引等の重複分を除いて推計したものである。

2. 塩干・加工品の取扱量は原魚換算している。

3. 食肉についてはラウンドしたため、計算値が合わないことがある。

4. 中央卸売市場の取扱量には、転送分を含んでいる。